

## いわき市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査の結果の公表に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、いわき市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱（平成11年3月25日制定。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監査（以下「監査」という。）の結果等の公表に関して必要な事項を定めるものとする。

### (公表の目的)

第2条 監査の結果等の公表は、監査の公平の確保と透明性の向上を図るとともに、福祉サービス等を利用しようとする者が福祉サービスを提供する事業者に関する情報を容易に得られることにより福祉サービスの選択に資すること並びに法人及び施設の適切な運営の確保に資することを目的とする。

### (公表する情報)

第3条 監査の結果等に係る情報の公表は、次に掲げる項目について行うものとする。

#### (1) 法人又は施設の概要

ア 法人名又は施設名

イ 所在地

#### (2) 監査の概要

ア 監査の種別

イ 実施年月日

ウ 是正又は改善を要する事項の有無

エ 是正又は改善を要する事項の内容

オ 改善の状況

2 前項第1号に掲げる事項は、法人から毎年度提出される現況報告書に基づくものとする。

3 第1項第2号に掲げる事項のうち、「監査の種別」は一般監査又は特別監査の別、「実施年月日」は法人又は施設に対して監査を実施した日、「是正又は改

善を要する事項の有無」は要綱第12条第1項の規定により是正又は改善を要する事項として所要の措置を求めるもののうち、同条第2項により是正又は改善結果報告書により報告を求めるものの有無、「是正又は改善を要する事項の内容」は要綱第12条第2項の規定に基づき是正又は改善結果報告書により報告を求めるものの内容とする。

4 公表は、社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査結果表（別記様式）により行うものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、いわき市情報公開条例（平成10年いわき市条例第1号）第7条各号に掲げる情報については、公表しない。

（公表の時期）

第4条 公表は、監査を実施した年度の翌年度の7月末までに行い、その期間をおおむね3箇年とする。

（公表の方法）

第5条 公表は、市が開設する公式ホームページに掲載する方法により行うものとする。

（改善状況の取扱い）

第6条 第3条第1項第2号オの改善の状況は、法人に報告を求めた要綱第12条第2項に定める是正又は改善結果報告書の状況に基づき「改善済」、「改善中」又は「未改善」とする。

2 前項の「改善済」とは指摘に対する改善が完了したことをいい、「改善中」とは指摘に対する改善に着手している場合又は着手することを明確に意思表示している場合をいい、「未改善」とは指摘に対する改善の意思がない又は正当な理由なく報告期限を過ぎても是正又は改善結果報告書を提出しないことをいう。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月31日から施行する。

別記様式（第3条関係）

社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査結果表

法人名又は施設名			
所在地			
監査の種別		実施年月日	
是正又は改善を要する事項の有無			
是正又は改善を要する事項の内容			改善の状況